

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
1. 安全・安心な生活環境の整備	(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	バリアフリー法及び関連施策の在り方について、高齢者、障害者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携の強化及びハード・ソフト一体となった取組の推進という3つの視点に留意して必要な見直しを行う。	16	●	●		●		現行計画記載なし	
		被害を受けた障害者の被害回復に係る法制度の利用の促進のため、日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)の各種業務及びこれを遂行する体制の一層の充実に努める。	66	●	(●)				資料3-5中の③ 【評価】消費生活関係機関の集まる連絡会議や消費生活相談員等のスキルアップ研修、啓発チラシの作成などに取り組んでおり、教育においては専門機関からの出前講座等を行っている。	
		常勤弁護士を始めとする法テラスの契約弁護士が、福祉機関等との連携・協力体制を密にすることにより、配慮を要する障害者などの振り込め詐欺の被害や悪質商法による消費者被害の早期発見・被害回復に努める。	67	●	(●)				【課題】様々な消費者トラブルの事例や見守りの注意点などの情報収集と関係機関間での共有について課題と捉えている。また、2022年から成年年齢が引き下げられることに伴う若年者の消費者トラブルが懸念される。	
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の相談支援専門員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援に取り組む。	68		●				資料3-5中の① 【評価】様々なイベントや講座を通じた人権・福祉教育を進めるとともに、ヘルプマークの普及や声かけ運動の推進など県民意識の向上にも取り組んでいる。ただ、虐待防止の面でアドバイザーの定期巡回は行っていない。	
		障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。	69		●				【課題】成年後見制度の利用促進にかかる主たる実施主体者は市町であることや、虐待にかかる定期巡回を行う人材を発掘・育成することが課題。	
		当事者等により実施される障害者の権利擁護のための取組を支援する。	70		●				現行計画記載なし	
		障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実に取り組むとともに、その利用の促進を図る。	71		●				現行計画記載なし	
		知的障害又は精神障害により判断能力が不十分な者による成年後見制度の適切な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、成年後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う。	72		●				資料3-5中の① 【課題】成年後見制度の利用促進にかかる主たる実施主体者は市町であることや、虐待にかかる定期巡回を行う人材を発掘・育成することが課題。	
		成年被後見人、被保佐人及び被補助人の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)については、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)及び「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえて、今後、検討を加え、必要な見直しを行う。	73		●				現行計画記載なし	

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
	(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行う。	74		●					資料3-5中の① 【評価】 差別解消のための様々な取組については、ガイドブックなどを活用した啓発以外は概ね出来ている。企業や児童生徒に対する働きかけについても継続的に取り組んでいる。 【課題】 障害者差別において、簡素化されたガイドブックの流布はかえって障害者差別に関する誤った知識を与える危険性があることや差別解消相談支援センターの相談件数が減少傾向にあることが課題。
		障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を的確に行うため、技術進歩の動向を踏まえつつ、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進める。その際、各施策分野の特性を踏まえつつ、当該施策分野における環境の整備に係る具体的な考え方を指針等において具体化するなど、施策の円滑な実施に配慮する。	75		●					現行計画記載なし
		地域における障害を理由とする差別の解消を推進するため、都道府県とも連携しつつ、地方公共団体における対応要領の策定及び障害者差別解消支援地域協議会の組織の促進に向けた取組を行うとともに、対応要領の策定状況、障害者差別解消支援地域協議会の組織状況等について把握を行い、取りまとめて公表する。	76		●					現行計画記載なし
		障害者差別解消法の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い国民の理解を深めるため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、合理的配慮の事例等を収集し、整理して公表するなどの取組を行う。	77		●					差別解消啓発ティッシュを約2万個作成し、県内市町や関係団体等に配布した。
		都道府県労働局及び公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)において、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行うとともに、当事者からの求めに応じ、第三者による調停等の紛争解決援助を行う。	78		●					現行計画記載なし
		障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、その利用の促進を図る。	79		●					
		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の対象者の社会復帰の促進を図るため、同法対象者に対する差別の解消を進める。	80		●					
		各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮を提供する。	81		●					
		法令上、自署によることを求められている手続を除き、本人の意思確認を適切に実施できる場合に記名捺印や代筆による対応を認めることを促すなど、書類の記入が必要な手続におけるアクセシビリティの確保に向けた対応を検討する。	82		●	(●)				
		5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(2) 相談支援体制の構築	障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の相談支援専門員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援に取り組む。	91		●		(●)	
身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に基づき、身体障害者補助犬の育成及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図る。	123				●		●		現行計画記載なし	

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
7. 行政等における配慮の充実	(1) 司法手続等における配慮等	被疑者・被告人あるいは被害者・参考人となった障害者が、意思疎通等を円滑に行うことができるよう、刑事事件における手続の運用において適切な配慮を行う。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため必要な研修を実施する。	167		●					資料3-1中の⑥ 【評価】 地域生活定着支援センターの支援対象者数が大幅に増加(5年で1.8倍)しており、支援対象は広がっている。取り調べを行う職員等に対する研修も継続して実施している。 【課題】 地域定着支援センターが出所する障害者を支援するために、事前に市町などから個人情報を集めようとする際に、個人情報保護法により情報の取得が困難となっている。
		知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や心理・福祉関係者の助言等の取組を継続するとともに、更なる検討を行う。	168		●					
		矯正施設に入所する障害者に対して、社会復帰支援のためのプログラムの提供を促進するとともに、これらの施設の職員に対して必要な研修を実施する。	169		●		(●)			
		矯正施設に入所する累犯障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センターにおいて、保護観察所等の関係機関と連携の下、矯正施設に入所する累犯障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行う。	170		●		(●)			
		弁護士、弁護士会、日本弁護士連合会、法テラス等の連携の下、罪を犯した知的障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、再犯防止の観点からの社会復帰支援の充実を図る。	171		●					
	(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を着実に進める。	175		●					現行計画記載なし
		行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため、より一層の理解の促進が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害の特性、複合的に困難な状況に置かれた障害者に求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。	176		●					県職員に対し、障害者差別解消法研修会を毎年実施している。
		各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。	177		●	●				現行計画記載なし
		各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。	178		●	●				
		各府省における行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。	179		●	●				
(4) 国家資格に関する配慮等	各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮を提供するとともに、いわゆる欠格条項について、各制度の趣旨も踏まえ、技術の進展、社会情勢の変化等の必要に応じた不断の見直しを行う。	180		●					現行計画記載なし	

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
8. 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援	福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターを始めとする地域の関係機関が密接に連携して、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施する。	181		●					資料3-3中の⑤ 【評価】 就ボツに精神・発達障害者等の定着支援担当者を配置したりやジョブコーチ養成研修等を開催するなど、定着支援や支援側の能力向上はできているが、交流機会の拡充やキャリア形成の支援などはできていない。 【課題】 一般就労や福祉的就労をする障害者の人数が増えていることや中小企業のうち障害者雇用が全く進んでいない企業が多いことなどへの対応が優先され、上記2事業のほか経験豊富なジョブコーチを就ボツに配置する事業などは行っていない。
		ハローワークにおいて、障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場適応指導等を実施する。	182		●					資料3-3中の② 【評価】 職場適応訓練等については、低調な実施状況となっており、能力開発の有効なツールとしての役割を果たせていないが、認定資格制度の開発やインターンシップの受入については概ね出来ている。 【課題】 実習等を経験しないまま就職する方が増えており、雇用後のミスマッチに繋がっているケースが多い。また、職場適応訓練は訓練生への手当てが最低賃金を上回っており、雇用後のモチベーション維持に困難が生じるケースがある。加えて受け入れ企業の開拓も重要。

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		障害者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組を通じて、事業主の障害者雇用への理解の促進を図る。	183		●					資料3-3中の① 【評価】 トライアル雇用やガイドブックの作成などを通して障害者の就労環境の充実を図るとともに、就ボツや障害者職業センター、労働局等多くの支援主体が連携することで、障害者就労のより一層の促進に取り組んでいる。 【課題】 障害特性の理解や雇用環境が不十分な企業、障害者雇用を実施しない企業の存在や、障害の存在を公にしていけない方への支援・介入の困難さなどが課題。
		障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害者を雇用する企業に対する支援を行う。あわせて、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努める。	184		●					資料3-3中の① 【評価】 障害者雇用促進セミナーや企業向けセミナーなどにより、法の趣旨の周知徹底を図るとともに、企業への定期監査や虐待調査を実施し、紛争処理等にも概ね取り組んでいる。 【課題】 企業の法に対する理解度の低さや合理的配慮以上のものを求める障害者の存在、虐待通報の正確性や監査指導の的確性の向上。
		地域障害者職業センターにおいて、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する助言等の支援を行う。また、障害者の職場への適応を促進するため、職場適応援助者(ジョブコーチ)による直接的・専門的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関等に対し、職業リハビリテーションサービスに関する技術的な助言・援助等を行い、地域における障害者の就労支援の担い手の育成と専門性の向上を図る。	185		●					資料3-3中の⑤ 【評価】 就ボツに精神・発達障害者等の定着支援担当者を配置したりやジョブコーチ養成研修等を開催するなど、定着支援や支援側の能力向上はできているが、交流機会の拡充やキャリア形成の支援などはできていない。 【課題】 一般就労や福祉的就労をする障害者の人数が増えていることや中小企業のうち障害者雇用が全く進んでいない企業が多いことなどへの対応が優先され、上記2事業のほか経験豊富なジョブコーチを就ボツに配置する事業などは行っていない。
		及び生活面からの一体的な相談支援を実施する。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施する。	186		●					【課題】 一般就労や福祉的就労をする障害者の人数が増えていることや中小企業のうち障害者雇用が全く進んでいない企業が多いことなどへの対応が優先され、上記2事業のほか経験豊富なジョブコーチを就ボツに配置する事業などは行っていない。

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		障害者職業能力開発校における受講については、可能な限り障害者本人の希望を尊重するよう努め、障害の特性に応じた職業訓練を実施するとともに、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施する。また、一般の公共職業能力開発施設において障害者向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害者の身近な地域において障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施する。さらに、障害者の職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や国民の理解を高めるための啓発に努める。	187		●					本県では、県内41市町全てで委託訓練が受講可能。
		就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障害者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進する。	188		●					資料3-3中の⑤ 【評価】 就ボツに精神・発達障害者等の定着支援担当者を配置したりやジョブコーチ養成研修等を開催するなど、定着支援や支援側の能力向上はできているが、交流機会の拡充やキャリア形成の支援などはできていない。
		就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援(施設外支援)等の推進を図る。また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させる。	189		●					【課題】 一般就労や福祉的就労をする障害者の人数が増えていることや中小企業のうち障害者雇用が全く進んでいない企業が多いことなどへの対応が優先され、上記2事業のほか経験豊富なジョブコーチを就ボツに配置する事業などは行っていない。
(3) 障害者雇用の促進		障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障害者雇用の促進を図る。平成25(2013)年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者の雇用が義務化されたことも踏まえ、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実させる。	193		●					県では、R元年度の障害者採用選考試験から特定の障害者に応募を限定せず、知的・精神障害にも応募を拡大。
		障害者雇用ゼロ企業を始め、法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワークによる指導などを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進める。また、国の機関においては、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇用率の完全達成に向けて取り組むなど、積極的に障害者の雇用を進める。	194		●					資料3-3中の① 【評価】 障害者雇用促進セミナーや企業向けセミナーなどにより、法の趣旨の周知徹底を図るとともに、企業への定期監査や虐待調査を実施し、紛争処理等にも概ね取り組んでいる。 【課題】 企業の法に対する理解度の低さや合理的配慮以上のものを求める障害者の存在、虐待通報の正確性や監査指導の的確性の向上。
		地方公共団体における障害者雇用を一層促進するため、地方公務員の募集及び採用並びに採用後の各段階において、平等取扱いの原則及び合理的配慮指針に基づく必要な措置が講じられるよう、引き続き、地方公共団体に対する周知に取り組む。	195		●					現行計画記載なし

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		特例子会社制度等を活用し、引き続き、障害者の職域の拡大及び職場環境の整備を図るとともに、障害者雇用率制度の活用等により、引き続き、重度障害者の雇用の拡大を図る。	196		●					資料3-3中の② 【評価】 研修等を通じた障害者の就労環境づくりなど直接的支援と様々な助成金を活用することや特例子会社の立ち上げ等を支援することで間接的に障害者の雇用環境の整備、拡大を図ることは概ね出来ている。 【課題】 キャリアアップや職域の拡大より、障害者雇用の枠を拡大することが急の課題と考えている。また、農福連携については、農業者や福祉事業所ともに、連携に対する取り組み方が周知されていない面がある。
		一般企業等への就職につなげることを目的として、各府省において知的障害者等を雇用し、1から3年の業務を経験するチャレンジ雇用を実施する。	197		●					現行計画記載なし
		都道府県労働局において、使用者による障害者虐待の防止など労働者である障害者の適切な権利保護のため、個別の相談等への丁寧な対応を行うとともに、関係法令の遵守に向けた指導等を行う。	198		●					資料3-3中の① 【評価】 障害者雇用促進セミナーや企業向けセミナーなどにより、法の趣旨の周知徹底を図るとともに、企業への定期監査や虐待調査を実施し、紛争処理等にも概ね取り組んでいる。 【課題】 企業の法に対する理解度の低さや合理的配慮以上のものを求める障害者の存在、虐待通報の正確性や監査指導の的確性の向上。
		都道府県労働局及びハローワークにおいて、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る相談・通報等があった場合は、必要に応じて指導等を行うとともに、当事者からの求めに応じ、第三者による調停等の紛争解決援助を行う。	199		●					現行計画記載なし
	(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	多様な障害の特性に応じた支援の充実・強化を図る。また、採用後に障害者となった者についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講ずる。	200		●					資料3-3中の① 【評価】 トライアル雇用やガイドブックの作成などを通して障害者の就労環境の充実を図るとともに、就ボツや障害者職業センター、労働局等多くの支援主体が連携することで、障害者就労のより一層の促進に取り組んでいる。
		職場内で精神・発達障害のある同僚を温かく見守る精神・発達障害者しごとサポーターの養成講座を開催するなどにより精神障害に関する事業主等の理解を一層促進するとともに、精神・発達障害者の特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害者の雇用拡大と定着促進を図る。精神障害者に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、「医療」から「雇用」への流れを一層促進する。また、ハローワーク等において発達障害者、難病患者等に対する専門的な支援の強化を図る。	201	●	●					

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		短時間労働や在宅就業、自営業など障害者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、ICTを活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方を推進する。	202		●	●				【課題】 障害特性の理解や雇用環境が不十分な企業、障害者雇用を実施しない企業の存在や、障害の存在を公にしていけない方への支援・介入の困難さなどが課題。
		国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進する。	203		●					資料3-3中の② 【評価】 研修等を通じた障害者の就労環境づくりなど直接的支援と様々な助成金を活用することや特例子会社の立ち上げ等を支援することで間接的に障害者の雇用環境の整備、拡大を図ることは概ね出来ている。
		障害者の就労訓練及び雇用を目的とした福祉農園の整備を推進する(「農」と福祉の連携プロジェクト)。	204		●					【課題】 キャリアアップや職域の拡大より、障害者雇用の枠を拡大することが急の課題と考えている。また、農福連携については、農業者や福祉事業所とともに、連携に対する取り組み方が周知されていない面がある。
		農業に取り組む障害者就労施設や企業等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害者の就労支援を推進する。	205		●					
	(5) 福祉的就労の底上げ	事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進する。また、就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、平成29(2017)年4月に改正した指定障害福祉サービス等基準に基づき、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とすることなどとした取扱いを徹底し、安易な事業参加の抑制を図るとともに、基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めることにより、事業所の経営状況を把握した上で地方公共団体が必要な指導・支援を行うことを通じ、障害者の賃金の向上を図る。	206		●					資料3-3中の③ 【評価】 しごと開拓員や技術向上指導員等を配置し、業務受注先の開拓や事業所への指導を行うとともに、有馬温泉サブレなどひょうごブランド商品の開発や受注機能強化促進員の配置などにより、商品販路の拡大等にも努めており、福祉的就労従事者のスキルアップ等に概ね取り組んでいる。
		障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進する。	207		●					【課題】 兵庫県内の月額平均工賃が全国平均と比べ低いことや、インターネット販売額の低調さ、更なる販路の開拓、ひょうご障害者ハート購入企業制度の周知等についても課題が残る。
9. 教育の振興	(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。	238	●	●					現行計画記載なし

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	特別支援学校において、一流の文化芸術活動団体による実演芸術の公演や、芸術家の派遣により、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供するとともに、小・中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、文化芸術活動の機会の充実を図る。	239	●	●					アウトリーチ活動等を通じ、鑑賞機会を提供
		障害者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む。特に、障害者の文化芸術活動に対する支援や、障害者の優れた芸術作品の展示等の推進を図る。	240		●					資料3-2中の④ 【評価】 芸術文化活動の発表の場の確保やバリアフリー化、機会の提供等については概ね出来ている。また、指導者やボランティアの確保、県民の障害者にかかる芸術文化活動に対する理解などについてもある程度進んでいるものと考ええる。 【課題】 障害者の芸術活動におけるピラミッド型の支援や、企業等への商品デザイン提案機会等の提供はできていない。また、障害者芸術作品の常設の設置場所を確保し、その情報を提供することなどにも課題が残る。
		国立博物館、国立美術館、国立劇場等における文化芸術活動の公演、展示等において、字幕、音声案内サービスや触察資料の提供等、障害者のニーズを踏まえつつ、ユニバーサルデザインの理念に立った工夫・配慮が提供されるよう努める。	241		(●)				(●)	現行計画記載なし
		全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障害者芸術・文化祭を開催し、障害者の文化芸術活動の普及を図る。また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取組を支援する。	242			●				
		文化芸術振興費補助金において、聴覚障害者のためのバリアフリー字幕及び視覚障害者のための音声ガイド制作支援を行うことにより、我が国の映像芸術の普及・振興を図る。	243		●	●				現行計画記載なし

国の第4次障害者基本計画項目を基にした課題協議資料

資料2

大項目	中項目	小項目	番号	ユニバーサル総合指針での分類					課題	行政内検証・課題
				ひと	参加	情報	まち	もの		
		レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備や必要な支援を行う。	244		●					資料3-2中の④ 【評価】 多くの項目について、計画策定前の数値(参加者数や開催回数)を上回っているが、社会福祉協議会等障害者スポーツに取り組む職員等に対する講習会や新規スポーツプログラム(計画)の開発については出来ていない。 【課題】 総論としては、東京パラリンピック後の強化支援や指導者育成の継続、スポーツ交流館の手狭感などが課題としてあげられる。
	(2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進	障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行い、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組む。その際、指導者になる障害者の増加や障害者自身のボランティアへの参画を図る。さらに、障害のない者も含む誰もが障害者スポーツ種目に親しめる機会をつくり、国を挙げてパラリンピック等の障害者スポーツの振興を図る。	245		●					現行計画記載なし
		全国障害者スポーツ大会の開催を通じて障害者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援する。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、精神障害者が参加できる競技大会の拡大も含め、引き続き振興に取り組む。	246		●					資料3-2中の④ 【評価】 多くの項目について、計画策定前の数値(参加者数や開催回数)を上回っているが、社会福祉協議会等障害者スポーツに取り組む職員等に対する講習会や新規スポーツプログラム(計画)の開発については出来ていない。 【課題】 総論としては、東京パラリンピック後の強化支援や指導者育成の継続、スポーツ交流館の手狭感などが課題としてあげられる。
		パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会等への参加の支援等、スポーツ等における障害者の国内外の交流を支援するとともに、パラリンピック等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。	247		●					現行計画記載なし
		2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催することにより、2020年東京大会のレガシーとして地域の共生社会の拠点づくりを推進する。	248		●					現行計画記載なし
		スポーツ施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて、関連する基準や先進事例の情報提供等により、障害者の観戦のしやすさの向上を促進する。	249		●					地域における障害者スポーツの推進拠点は毎年増加を続けている。
11. 国際社会での協力・連携の推進	(4) 障害者の国際交流等の推進	文化芸術活動・スポーツ等の分野における障害者の国際的な交流を支援する。また、スポーツ外交推進の観点から、スポーツ外交推進事業を通じて、スポーツ選手や指導者等の派遣・招へい、スポーツ器材輸送支援を推進する中で、障害者スポーツに関しても選手及び関係者の招へいを実施する。また、広報文化外交の観点から、障害者の文化芸術活動を含む日本の多様な魅力の発信に努める。	259		●					現行計画記載なし